

改正後

〔特定航空用機器〕
第二条 法第二条第四項の国家公安委員会規則で定める機器は、次に掲げるとおりとする。

- 一 操縦装置を有する気球
- 二 ハンググライダー（原動機を有するものを含む。）
- 三 パラグライダー（原動機を有するものを含む。）
- 四 回転翼の回転により生ずる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができるが、操縦装置を有する機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に該当するものを除く。）
- 五 下方へ噴出する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができるが、かつ、操縦装置を有する機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの

（施設管理者等の通報の方法）

第三条

（公務操縦者の通報の方法）

第四条

（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

第五条

（緊急時の特例）

第六条 法第八条第三項の規定による通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄警察署長に対して口頭で行うこととする。

- 一 操縦者のうち施設管理者等 第三条第一項各号に掲げる事項
- 二 操縦者のうち施設管理者等以外の者 第二条第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号

三 公務操縦者 第四条第一号に規定する事項

〔条を加える。〕

改正前

（施設管理者等の通報の方法）

第二条

（公務操縦者の通報の方法）

第三条

（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

第四条

（緊急時の特例）

第五条 法第八条第三項の規定による通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄警察署長に対して口頭で行うこととする。

- 一 操縦者のうち施設管理者等 第二条第一項各号に掲げる事項
- 二 操縦者のうち施設管理者等以外の者 第二条第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号

三 公務操縦者 第三条第一号に規定する事項

別記様式第一号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定により通報します。

年月日

公安委員会 殿

操縦者 氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年月日時分から時分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号

別記様式第一号（第2条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定により通報します。

年月日

公安委員会 殿

操縦者 氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年月日時分から時分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号